

環境犯罪に関する日米比較研究

(財) 社会安全研究財団助成調査研究報告書

平成 15 年 3 月

環境犯罪研究会

はしがき

これまで、日本においては、環境規制に対する法学的研究の関心は、主として、汚濁負荷発生者の行動に対してどのようなコントロールを加えるかという点にあった。しかし、その義務履行を確保する手法としての刑事的手法に対する関心は、それほど大きくはなかった。

しかし、不法投棄などの問題に対処すべく「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の刑罰の厳格化がされ、警察庁が『環境犯罪対策推進計画』を策定するというように、環境法が課した義務をいかにして履行させるか、違反に対してどのように対処するかといった点について、実務の発展がみられる。学問的にも、この動きをフォローして、一層効果的な抑止と法執行を実現するための理論や法政策を提示する必要がある。日本の環境法学の大きな課題である。

環境犯罪研究会は、こうした問題を念頭におきつつ、法律整備と実務的経験の豊かな米国環境法に関する議論に注目した。米国で出版されている環境法の文献のうち、違反執行の行政的側面と刑事的側面を扱った論文数本を検討した。その要約が、本報告書の中止部分である。なお、章立ては、原文のそれとは必ずしも一致しない。論文の検討からは、日本とはかなり異なった組織体制や執行実態が観察された。それをもとに、将来の日本における法制度づくり、および、研究に向けての課題を抽出した。

本研究は、日本における環境刑法研究の基礎研究としての位置づけが与えられるべきものである。今後、さらなる検討を重ね、より実効的な環境法システムの構築を目指したいと考える。最後に、日米を比較しつつの環境刑法研究を可能にしていただいた（財）社会安全研究財団に対し、環境犯罪研究会を代表して、厚く御礼申し上げたい。

平成15年3月

環境犯罪研究会・代表 北村喜宣

[目次]

| | |
|--|----|
| はしがき（北村喜宣） | 1 |
| 序章　　日本の環境法執行に対する米国環境法の示唆（北村喜宣） | 4 |
| 第1章　環境法の刑事的執行の構造 マイケル・ハーツ（要約・筑紫圭一） | 6 |
| 第2章　連邦環境法の発展における冷めた分析と道徳的怒り クリストファー・H・シュローダー（要約・越智敏裕） | 18 |
| 第3章　大まかな救済的正義と禁止された処罰の間の境界線を越えて リン・C・ホール（要約・松本充郎） | 23 |
| 第4章　司法警察局の存在意義 エドワード・M・ネフズィ（要約・原島良成） | 32 |
| 第5章　二極分離：日米産業廃棄物管理規制と執行 青木一益＝ジョン・W・シオッフィ（要約・清水晶紀） | 43 |
| 第6章　日米における産業排水規制 青木一益＝リー・アクセララッド＝ロバート・A・ケイガン （要約・清水晶紀） | 52 |
| 第7章　日本における環境汚染の処罰と抑止 ロバート・G・コンドラッド（要約・伊藤智基） | 66 |
| 第8章　環境規制遵守における刑事執行の役割 ナンシー・K・クーバゼック＝M・ネイル・ブラウニー＝キャリー・ウィリアムソン（要約・伊藤智基） | 77 |
| 終章　　米国の環境刑法文献からの示唆（北村喜宣） | 88 |

[執筆者紹介（執筆順）]

| | |
|------|----------------------|
| 北村喜宣 | 上智大学法学部教授 |
| 筑紫圭一 | 上智大学大学院法学研究科修士課程 |
| 越智敏裕 | 弁護士・上智大学大学院法学研究科博士課程 |
| 松本充郎 | 上智大学大学院法学研究科博士課程 |
| 原島良成 | 上智大学大学院法学研究科修士課程 |
| 清水晶紀 | 上智大学大学院法学研究科修士課程 |
| 伊藤智基 | 上智大学大学院法学研究科修士課程 |

序章　日本の環境法執行に対する米国環境法の示唆

I. 日本における環境法執行の傾向

環境法のなかの義務規定違反に対して刑罰を適用するという法政策は、日本の環境法においても、以前から採用されている。規範からの逸脱行為に対して、刑罰を適用するのであるから、当該行為は、社会的にみてもきわめて悪質性が高いと受け止められていると考えることができよう。しかし、日本の環境法が本格的に整備された1970年代からつい最近に至るまで、「環境刑法」の執行は、概して低調であったといってよい。

その理由を、(網羅的ではないが、)思いつくままにあげると、以下のようになろう。第一は、直罰的に規定される場合には警察が独自に捜査・立件することができるが、一般に、警察は、「行政に対する補充性」の認識が強く、行政対応を優先的に考えていた。たとえ、行政から告発を打診されたとしても、消極的に対応していたのである。警察自身が、環境法違反にそれほどの重きをおいていなかったことも、原因している。

第二は、行政側の事情である。独自に作成される「違反処理要領」には、告発は選択肢として入ってはいるが、現実には、念頭にはおかれていなかった。時間をかけた行政指導で対応するのが通常であり、原状回復命令のような監督処分も、行政現場においては、「遠い存在」であった。告発は、「余程の場合」であり、たとえ客観的にはそうした場合になっていたとしても、なお踏み切ることは少なかったのである。

第三は、たとえ「その気」になったとしても、環境法規は複雑で専門性が高いと検察に受け止められており、積極的に立件しようというインセンティブにかけたことがある。環境法違反が社会的に問題であるという認識も、十分にはなかった。

II. 最近の変化

しかし、最近、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)違反事犯を中心に、こうした傾向には、変化がみられるようになっている。環境犯罪に対して積極的に対応すべきという国際世論動向の影響を受けて、警察庁は、1999年に、『環境犯罪対策推進計画』を策定し、廃棄物処理法をとくにとりあげて、行政組織との連携も視野に含めた活動方針を明示した。行政への現職警官の派遣・出向は、すべての都道府県に及び、総数は、150名を超えるまでになっている。警察本部のなかにも、「環境犯罪課」「生活環境課」「環境課」といった組織がつくられ、専従的に環境犯罪に対応する捜査員の数も、増加している。検察の対応にも、変化がみられるようになっている。

行政においても、廃棄物処理法に関して、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長『行政処分の指針(通知)』が2001年に出され、そこでは、積極的に告発をすることが求められている。こうした方針は、警察庁との協議を経たものである。現職警官を行政組織内に含める措置を行政の要請で行っていることは、上述のとおりであり、まさに行政・警察一体として、環境刑法の執行に取り組んでいる状況にある。

良好な環境管理は、日本においても、重要な課題として認識されてきている。その実効性を確保するためにも、今後は、より積極的な執行が期待されるところである。

III. 米国環境法の経験

ところで、国際的にみて、環境法に規定される刑罰について、法学的検討が最もされているのは、米国においてである。米国の連邦環境法は、日本と同じく、1970年代に整備された。刑罰規定の執行については、その後しばらく停滞期があったものの、1980年代に入って、劇的に増加し、いくつかの実務的問題点も、表出している。学問的関心も、それに伴って高まり、多くの研究が、専門誌に掲載され、専門書の出版も、多くなっている。

本報告書は、米国における最近の法学論文のいくつかを紹介し、日本の環境刑法の今後の展開にとっての示唆を得ようとするものである。日本と米国とでは、法執行体制や法律の背景となる思想に違いがあるために、その議論に安易に飛びつくことは、危険である。そうした点に考慮を払いつつも、検討対象とされた論文からうかがい知れる米国の経験は、将来の日本環境法の執行法政策に対して、有益な情報を与えてくれると信ずるものである。

(北村喜宣)